「国と地方の協議」(平成28年春)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進事務局

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令改正等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
京都市地域活性化総合特区	28106	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	意欲が高い外国人料理人が日本料理の習熟度をより一層高めることができるよう、現在「2年以内」と定められている在留期間を延長する。	外国人料理人が日本料理の習熟度をより一層高められる環境を整備することにより、本特区の目指す目標の一つである「世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造」に取り組む。	1回目	法務省	入国管理局	法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成25年内閣府・法務省告示第2号）	A－1	調整中	調整中	本邦に在留する外国人は，出入国管理及び難民認定法第2条の2に基づく在留資格に応じた活動を行うことができるものとされているところ，その特例措置として，特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするため，左記告示において要件を規定しており，その一つとして，修得期間を「2年以内」としているもの。	京都市においては，最長修得期間を「2年」から「5年」へ延長することを提案しているところ，当該期間延長を行うことで，季節ごとの献立やその背景にある日本文化と料理との関わりを更に深く学ぶことが可能となる旨の説明には一定の合理性が認められる。また，取組状況や修得した技能等の評価を，京都市が関与した形で行い，一定水準以上の外国人料理人のみ3年目以降の在留延長を認める等の提案がなされているところ，引き続き京都市が本制度の運用に適切に関与することを前提として，今後，関係省庁と調整の上，「5年」への延長を認める要件等の検討を進めていくこととする。	a	最も早く期限が到来する外国人料理人の在留期限が来年6月であるため、これに間に合うよう、提案の早期実現に向けて、引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。	関係省庁は「5年」への延長を認める方向で調整を進めることとしているため、協議を終了する。 今後、関係省庁は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i
					2回目												
					1回目	厚生労働省	職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成25年内閣府・法務省告示第2号）	A－1	調整中	調整中	本邦に在留する外国人は，出入国管理及び難民認定法第2条の2に基づく在留資格に応じた活動を行うことができるものとされているところ，その特例措置として，特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするため，左記告示において要件を規定しており，その一つとして，修得期間を「2年以内」としているもの。	最長修得期間を「2年」から「5年」へ延長することにより，季節ごとの献立やその背景にある日本文化と料理との関わりを更に深く学ぶことが可能となり，外国人料理人からもその需要があるといった京都市の説明については、一定の合理性が認められる。 このため，取組状況や修得した技能等の評価に関して，一定水準以上の外国人料理人のみ3年目以降の在留延長を認める等の提案内容や、外国人料理人に対する適切な雇用管理に関して，引き続き京都市が適切に関与することを前提として，「5年」への延長を認める方向で，今後，関係省庁との調整を進める。	a	最も早く期限が到来する外国人料理人の在留期限が来年6月であるため、これに間に合うよう、提案の早期実現に向けて、引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。	関係省庁は「5年」への延長を認める方向で調整を進めることとしているため、協議を終了する。 今後、関係省庁は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i
					2回目												
					1回目	農林水産省	食料産業局食文化・市場開拓課	－	－	－	－	－	当該提案に関連する規制を所管するのは法務省であるため、対応等について回答することは控えるが、当省としては、京都市の提案は日本食・食文化の海外普及の推進に資するものと考える。	a	最も早く期限が到来する外国人料理人の在留期限が来年6月であるため、これに間に合うよう、提案の早期実現に向けて、引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。	関係省庁は「5年」への延長を認める方向で調整を進めることとしているため、協議を終了する。 今後、関係省庁は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i
					2回目												